

愛川町教育委員会

平成25年4月22日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成25年4月22日（月）
午後2時00分から午後2時26分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
日程第4 愛川町社会教育委員の委嘱について
日程第5 その他
- 4 出席委員 教育委員長 榮 利 隆 一
委員長職務代理者 岡 本 弘 之
教育委員 井 上 正 博
教育委員 平 田 明 美
教育長 熊 坂 直 美
- 4 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐 藤 隆 男
教育総務課長 熊 坂 祐 二
生涯学習課長 山 田 正 文
スポーツ・文化振興課長 小 島 義 正
教育開発センター指導主事 高 山 真 一
教育総務課副主幹 井 上 守

◎開会

○（榮利委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、4月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （榮利委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （榮利委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） それでは、ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○（榮利委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（榮利委員長） どうもありがとうございました。

これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

何かございますか。

岡本委員、どうぞ。

○（岡本委員） 教育委員会制度改革ですか、教育委員会制度は戦後に導入されたわけですが、これが変わったら、大改革になりますね。今度の狙いは、今の制度というのは首長さんの直の考え方がそのまま教育に反映しないように二分化しているわけですね。今度は直に行くわけですね。だから、町長さんが俺はこういう教育をしたいと言えば、それが教育長を通過していくということですね。

○（熊坂教育長） そこまでは、まだ研究されていないんですね。そういう意見もあるということ、それをもとに中央教育審議会で、この論議をしていくということですよ。

○（岡本委員） これから審議するということですか。

○（熊坂教育長） そういうことでございます。

ただ、この資料の2ページ目をご覧くださいと思いますが、この中の3つ目の丸、政治的中立等を確保するため、特に教育長が教育の基本方針や教育内容にかかわる事項を決定する際には、教育委員会で審議するなどの制度上の措置を講ずる。これは外さないということです。それから、チェック機能をしっかりしていこうというのが一つあります。

また、もう少し下のほうにあります、この辺は異論があるところで、少しずつ教育長の権限を強めようという表現もあるんですが、この辺はいろいろな方が意見を持っていますので、いずれにしても中央教育審議会で新たにメンバーが決まりまして論議をされていくことになるかというふうに思います。

ですから、一番最後のところは、教育委員の任命方法や教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会においてさらに専門的審議をされることを期待するというようなことで、結論は出していないわけですが、いろいろな観点から見ていくと、この辺でどういうことが出てくるか、一部には首長が教育長を罷免する権限が出てくるとなる

と、権限が首長に移行するということになります。

- （岡本委員） その権限まで首長さんに行くわけですね。
- （熊坂教育長） そういうことが決まればですね。そうしますと、首長さんの意向は非常に強くなるということは出てまいります。ただ、その歯どめとして、前のほうに中立性の確保ということがありますので、その辺を中央教育審議会でもう論議されるのか、これから見ていかなければいけないことだと思いますし、文科省でこれを説明したときにも、教育長の会議もそうですし、いろいろなところから意見聴取をしてまとめていきたいという話をしておりました。
- （岡本委員） 個人的に思うんです、これは今でも教育委員会は形骸化していると言われてますよね。これでいくと、もっと形骸化しますよね。何の権限もなく、この教育委員というのは、ただお飾りということになりますよね。
- （熊坂教育長） そういうことになりますね。
- （岡本委員） だから、大改革ですね。何にも教育に関して、首長さん以外の関係課で言えなくなっちゃう。だから、そういう視野が広い首長さんが、市長さんがなればいいけど、視野の狭い人がなってどんどんやっても、それが通ってしまうわけですね。
- （熊坂教育長） そういう心配は確かにありますね。
- （岡本委員） 幾ら教育委員が審議して提言しても、私はこうやりたいと言えば、そのほうが強いわけでしょう。なかなかいろいろ難しい問題ですね。これは教育のことですから、中立性がないとね。
- （熊坂教育長） また資料が手に入りましたら皆さん方にもお知らせをして、多分あちらこちらから意見の集約をされていくことになるかと思えます。例えば、私が所属している町村教育長会にも、会のこれに対する要望事項をまとめて提出しなさいという依頼が参ります。その場合には、全国から様子を聞いて、事務局でまとめて提出ということをしたり、ヒアリングがありますので、行って話をしたりということもいたしますが、ですから教育委員会連合会のほうにも同じような流れで話が行くかというふうに思います。
したがって、5月に行われます関ブロですね、多分関ブロのときにはこの話が出てくるのではないかと思います。
- （岡本委員） 提案という形ですか。
- （熊坂教育長） 提案ではなくて、今こういうふうに進んでいますという途中経過的な報告です。新聞報道ではほぼ決定しているような報道がありましたが、どうもこれを読んでいく

と、そこまでは踏み込んだものではないと。提言ですから、これをもとに論議をして、結論は、最後のところを見ていくと中央教育審議会の専門的な審議がされることに期待をするというような言い方をしていますので、まだ全くこのとおりに決まったというわけではございませんので。

- （岡本委員） ただ、ほぼこの方向でいくんでしょうね。ここまで出ていますので、これが、もう第二次ですからね。
- （熊坂教育長） 私の知る範囲では、都市教育長会議もそうですし、我々の町村教育長会議もそうですし、今の制度で何ら不都合はないという意見のほうが多いんですね。
- （岡本委員） この変わる何項目かのうちの、ほとんどは今もやっていますもんね。
- （熊坂教育長） やっています。
- （岡本委員） だから、今度の方は何かというと、この前の自殺の問題、あれがあつて、ただその責任の所在がはっきりしないと、これは、そこから始まっているわけでしょう。
- （熊坂教育長） そうですね。
- （岡本委員） それを変えて、教育長にただその責任を持たせるなんて単純なものなのかなという思いはしますけどね。何か発想がすごい単純で、あの問題が起こったから、さっといっちゃっている感じがするんですよ。ちょっとこれは私の個人的な考えですから。
- （榮利委員長） そのほか委員さん、ございませんか。
- （熊坂教育長） また情報収集いたしましてお知らせをしていきたいと思いますが、確かに今おっしゃるような感じもいたしますので、制度の問題かどうかというのも私は疑問を個人的には持ちます。もうちょっと教育委員会事務局と学校と、この辺が連携がうまくとれて、きちっと回っていれば、動きとしてはもう少しスムーズに早くできるのかなという思いもありますのでね。
- （岡本委員） こういうふうに変えて、ああいうような悲しい事件が起こらなければそれでいいけど、この改革が起こった場合も、ただ責任を誰がとるかだけですよね。改革によって、どう変えるかと、そういうことですね。起こらないようにするような教育システムの教育委員会も含んだ改革なのか、ただ、私はこれ読んでいて、何かつけ焼刃的な気がしてしょうがないですね。
- （熊坂教育長） この内容を細かくもう一度読んでみる必要はあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- （岡本委員） いずれにしろ、大事な問題ですよ。

- （熊坂教育長） はい。
- （岡本委員） ありがとうございます。
- （榮利委員長） そのほかにございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） それでは、ご異議ないものと認めます。
よって、日程第3、教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第4

- （榮利委員長） 次に、日程第4、議案第2号、愛川町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） それでは、議案第2号、愛川町社会教育委員の委嘱についてでございますが、現社会教育委員は今年30日をもって任期を満了することになるため、新たに社会教育委員を委嘱したいものです。

詳細につきましては担当のほうよりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく願います。

- （山田生涯学習課長） それでは、議案のほうについております名簿のほうをご覧くださいと思います。失礼しました、名簿の裏面のほうには愛川町社会教育委員設置条例ということで、条例の写しを載せております。こちらの条例によれば、ただいま教育長から説明がありましたとおり、社会教育委員の定数が12人、任期が2年と定められております。今年4月末をもちまして任期満了になりますことから、新たな委員さんを委嘱をするものでございます。

名簿をご覧くださいまして、学識経験者、萩原庸元さん、吉田法人さん、木藤美智子さん、3名につきましては引き続きお願いをいたしまして、25年度も社会教育委員を委嘱したいというものでございます。

また、学校関係者につきましては、現在、前任が石井晃愛川中学校校長でございます。ここで今年度から中津第二小学校校長の森山勝美先生をお願いをしたいというものです。

社会教育関係者につきましては、こちらに記載してあります委嘱予定者全員、今までと変更はございません。ただし、PTA連絡協議会会長の篠崎ひとみ様ですけれども、PTA連絡協議会につきましては総会が5月18日に開催される予定となっております。そこで役員改

選が行われるというふうにもお聞きしておりますので、そこで総会で決定次第、その会長さんに改めて委嘱をするという形をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○（榮利委員長） 提案の説明は以上でございます。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号、愛川町社会教育委員の委嘱についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号、愛川町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（榮利委員長） 次に、日程第5、その他であります。各委員からご意見等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ほかに質疑がありませんので、以上で4月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、4月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成25年5月27日

教育委員長 柴利隆一

職務代理者 岡本弘之

教育委員 井上正博

教育委員 平田明美

教育長 熊坂直美

調整職員 井上守